

技術革新がもたらすリスク不安と倫理的コンフリクト: CPSR から見た電子自治体の諸問題

山根信二 (CPSR 日本支部) *

2005 年 7 月 17 日

自治体でのコンピュータ技術の導入は法や条例に従って実施されるが、その意思決定に携わる人々がコンピュータ技術まで熟知するのはきわめて困難です。そのために、コンピュータ導入に伴うリスク(危険)が指摘されないまま、過剰な期待や無責任な楽観論にもとづいた拙速なコンピュータ政策が実施されてしまう可能性があります。ここでは、そうした公共的な問題にとりくみ、提言を行なう専門家 NPO の活動を紹介します。

1 はじめに

電子政府・電子自治体の定義はひとつではなく、たんなる業務のオンライン化から、オンラインでの新たな市民サービスの提供。さらには公的文書の電子アーカイブ化や電子投票までひろい範囲の議論を含んでいる。こうした広い範囲で信頼できるセキュリティを維持するには、製造納入における議論だけでなく現場での継続的な見直しが必要であり、さらに産業界・学术界・公的機関・民間機関のリソースを結集する体制が必要である。

しかしながら現実には、拙速主義でコンピュータ技術が導入され、稼働した後にリスクが明らかになるという事態は珍しくない。その結果、それまでは存在しなかった新たな危険が発生するとともに、社会的不安が以前よりも高まるという事態が起こっている。

2 CPSR について

CPSR(Computer Professionals for Social Responsibility, 「社会的責任を考えるコンピュータ専門家の会」) は、シリコンバレーのコンピュータ科学者たちによって結成された公益法人である。その起源は 1980 年代にゼロックス社のパロアルト研究所 (PARC) の研究者によってつくられた所内のオンラインディスカッショングループに遡る。これはコンピュータ科学者が社会的問題にとりくむために組織した団体としては最古のものである。CPSR 日本支部 (CPSR/Japan, <http://www.cpsr.org/act/global/japan>) は、CPSR の日本国内の会員によって 2002 年 6 月 [1] に設立された組織で、今年 (2005 年) で設立 3 周年目を迎える。

* 本稿はCyber Security Management誌掲載記事 [14] の草稿を大幅に改稿し、第 1 回東京農工大学総合情報メディアセンターセミナー「インターネット時代の情報セキュリティと個人情報保護」(2005 年 3 月 5 日) で発表したものです。

3 公共政策とコンピュータ専門家の視点

これまでもコンピュータ専門家の間では日本の電子自治体、電子政府についての評価は決して高くなかった。公開の場での発言を眺めてみても、「国策がないだけならまだしも、頓珍漢丸出しである」「e-Japan 計画における指導理念不在は非常に不幸な事態である」「e-Japan の最大の欠陥は、計画および実行の中核執行部が、技術 (IT) 駆動の考え方をとり、ビジネス改革駆動の考え方を退けている点である。これでは IT 自己目的に陥り、さしたる業務改革は断交されない。このような e-Japan 計画を国民は支持するはずはないし、血税が浪費されていることを黙認するはずがない」[7] といった厳しい発言が目にとまる。

さらには批判よりもむしろ「恥ずかしいのでやめてください」という悲痛な叫びをあげることも珍しいことではない。省庁の審議会や国会の議事録には、「ファイアウォールがあるから安全だなんて大臣が言ってもらっては日本のレベルの低さがわかるから困る」[4] 「何でこんなに技術検討を抜きにしてどんどん事が運ぶのか、そこのところが本当に理解できない。拙速主義でいくと、私は国際の場面から笑い物にされるようなことが起きるんじゃないかということ非常に恐れます。」「国辱というか国際に恥をさらすというふうなそういう場面が出てくるんじゃないかと一番恐れるところです。」「議論できないんだったらやめていただきたい。これは本当にお願いです。」[6] という発言まである。しかし、コンピュータ専門家は近年まで「恥ずかしい」「不幸である」「やめていただきたい」という叫びをあげても、これからどうすべきかという方策を議論することがなく、また提言する場もこれまで存在しなかった。

国家の威信がかかっている事業がこうも低い評価を受ける理由の一つとして、国際的な技術開発の動向を知る専門家と政策立案者 (の情報源) との間に深刻な情報格差が生じていることが指摘されている。そして近年、その改善策としてコンピュータ専門家集団の国際的な動向をポリシーメーカーに対してインプットする仕組みの必要性が唱えられている [10, pp. 202-203]。現在 CPSR 日本支部もこのポリシーメーカーに対する情報のインプットに取り組んでいる。

4 CPSR 日本支部の活動

CPSR 日本支部では個人的に来日していた CPSR 会長の William J. Drake を迎え、2004 年 9 月 3 日に秋葉原にて年次大会を開催した。この大会では、「住民のプライバシーの保護に関する新しい考え方と電子自治体におけるそのシステムの担保の仕組みについての研究会」報告書 (後述) や吉田柳太郎・西邑亨『地域住民と自治体のための住基ネット・セキュリティ入門』(七つ森書館, 2004) といったメンバーが参画した出版物、さらに Winny 開発者の著作権侵害幫助に対する初公判および開発者支援活動について各メンバーから報告が行なわれた。以下ではその話題の中から、特に電子政府・電子自治体への取り組みについて報告する。

4.1 電子政府・電子自治体を評価する視点

国際的な電子政府ランキングによれば、日本の公共情報システムは世界の潮流からとりのこされている。そして先進的な取り組みを行なっている国々 (たとえばカナダ連邦) の紹介も進められてきた [8]。ただし、専門家はこの記事を読んでもそれほど革新的なことをやっているとは思えないだろう。これは、この記事はカナダ連邦政府の表面だけに注目して電子政府・電子自治体の鍵となる部分が描かれていないためである。

地方分権が進展している国家では、住民サービス業務の多くは連邦政府よりも地方政府の管轄権限となって

いる。特にカナダは地方分権が進展しており [9, pp. 100–102]、州首相や州政府が自主財源で大胆な電子政府プロジェクトを進めている。したがって地方分権が進んでいない日本とカナダ連邦をくらべる場合は、連邦政府ではなくむしろ州政府が行なっている住民サービスを視野に入れなければ比較としては不十分である。

4.2 総務省研究会報告書について

今年度に総務省が公開した「住民のプライバシーの保護に関する新しい考え方と電子自治体におけるそのシステム的な担保の仕組みについての研究会」報告書は、CPSR メンバーが全面的に参加してこの電子自治体の鍵となる部分の情報をインプットすることを試みている。

この報告書の中で、われわれは公共システムまで扱うようになったプライバシー保護ビジネスの現状や、州政府レベルでも実用段階に入った個人非特定化技術について紹介することができた。また、調査員による海外取材報告だけでなく、海外の専門家自らが執筆した報告も収録したのも本報告書の特徴である。たとえば Peter Hope-Tindall による参考資料 II 『電子政府・電子自治体のためのプライバシー影響評価』 [3] では、政府機関・国際機関でプライバシーに関するコンサルティングを務めている専門家の仕事を紹介している。また、Peter Wayner による参考資料 III 『電子政府・電子自治体におけるセキュリティーの構築とプライバシー保護』 [12, pp. 16–18] は、カナダのアルバータ州政府が採用した「プライバシー・アーキテクチャ」の設計を国内で初めて紹介したものである。これらの報告を通じて、先進国の電子政府が開かれた議論を通じて官民のリソースを結集してきたことを紹介できた。これは従来省庁の審議会報告書では手薄だった。さらに、運用面だけではなく技術環境を含む総合的な取り組みによって個人情報保護を担保するというアプローチを明らかにできたと考えている。

5 補論: 住基カード 3 万枚のリコールの教訓

全国で発行された住基カードおよそ 30 万枚のうち、3 万枚が不具合のために交換対象となることが 2004 年 10 月に発表された [2]。住基カードは国費の投入なしには実現できない大型プロジェクトである。だが、利用者である納税者への不具合情報の開示はあまりに少なかった。そして、いくつかの地方自治体は危機管理上の問題を露呈した。

このニュースに驚いたセキュリティ研究者はいないだろう。IC カードは価格や物理的な制約の中でどれだけの信頼性を確保するかという妥協が要求される製品であり、こうした交換騒ぎは欧州でも何度か起きている。(そうした事態が立法府で検討されることなく、アカデミックな議論も省略して全住民を対象としたサービスが実施されたことは無念きわまりないことだが、) 欧米に遅れをとってきた日本の IC カード業界はこれでしょうやく 1990 年代の欧州と同じ問題に直面することになったとも言える [13, 15]。この点で、今回の不具合の発生は専門家にとって予期された範囲内のエラーだった。しかし、「不具合は起こり得ない」と考えていたいくつかの地方自治体の危機管理には問題があった。

今回の報道 [11] では、以前から日立製の IC カードで別の原因による不具合が発生していたこともあきらかになっている。それにも関わらず、いくつかの地方自治体では住基カードの一斉交換業務を想定していなかった。そのために、日立側からカード交換の通知が来てからようやく交換再発行手続きの検討をはじめた地方自治体もある。さらに日立が報道発表で地方自治体名を公表した時点でもまだ住基カードの交換準備ができていなかった市町村もあった。

今回のリコールは各市町村にとっては災難だったと言えるかもしれない。しかし地方自治体を信頼して個人

情報を差し出す以外の選択肢を持たない住民にとっては災難ではすまされない。今後の教訓とするためには、なにが問題だったのか、どんな再発防止策をとりうるのかを明らかにしなければならないだろう。だが今回、「交換のお知らせ」や「お詫び」ではなく「今後の対応策」を打ち出した地方自治体は調査の範囲では存在しなかった。

今後、住基カード上で複数のアプリケーションが実行されるようになれば、カードの不具合発見から復旧までの手続きを確立しておくことはさらに重要になる。各市町村の IT システム担当者は今回の不具合を教訓として、「絶対安全」といったセールストークを鵜呑みにすることなく、専門家を巻き込んで有事を想定した情報収集および危機管理を進める必要があるだろう。

参考文献

- [1] 東浩紀. サイバーリバタリアニズムの限界. 中央公論, Vol. 107, No. 11, pp. 268–277, November 2002. ‘情報自由論: データの権力, 暗号の倫理’ 第 5 回.
- [2] 日立製作所. 住民基本台帳カードの交換について. ニュースリリース, 2004. 2004 年 10 月 6 日. <http://www.hitachi.co.jp/New/cnews/month/2004/10/1006.html> (visited February 28, 2005).
- [3] Peter Hope-Tindall. 電子政府・電子自治体のためのプライバシー影響評価. In Jumin [5].
- [4] 第 2 回 住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会 会議録. Online document, 2002. 総務省. http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daityo/pdf/021107_3.pdf (visited November 1, 2004).
- [5] 「住民のプライバシーの保護に関する新しい考え方と電子自治体におけるそのシステムの担保の仕組みについての研究会」報告書. 総務省, March 2004. Available online at http://www.soumu.go.jp/kokusai/jyumin_p.html (visited August 19, 2004).
- [6] 第 145 回国会 参議院法務委員会会議録, 1998. 第 22 号, 平成 11 年 7 月 27 日. 発言番号 283. <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/145/0003/14507270003022a.html> (visited September 16, 2003).
- [7] 松本正雄. ソフトウェアと日本の社会: 特徴を強みに変えてゆくには. 電子情報通信学会 技術研究報告, Vol. 104, No. 343, pp. 19–24, 2004. FIT2004 第 3 回情報科学技術フォーラム パネル報告. SWIM2004-12.
- [8] カナダ電子政府大解剖 高評価の理由 / カナダ政府 CIO (情報長官) ミッシェル・ドーレイ氏. 日経 BP ガバメントテクノロジー, Vol. 3, , 2004. 2004 年春号.
- [9] 櫻田大造. 誰も知らなかった賢い国カナダ. 講談社プラスアルファ新書. 講談社, 2003.
- [10] 櫻井よしこ (編). あなたの「個人情報」が盗まれる. 小学館, August 2003.
- [11] 島田優子. 動かないコンピュータ: 日立製作所、大日本印刷 / 全国の 101 の市町村、住基カード 3 万枚を不具合で交換. 日経コンピュータ, pp. 26–27, 2004. 2004 年 11 月 15 日号.
- [12] Peter Wayner. 電子政府・電子自治体におけるセキュリティーの構築とプライバシー保護. In Jumin [5]. Available online at http://www.soumu.go.jp/kokusai/jyumin_p.html (visited August 19, 2004).
- [13] 山根信二. 住民基本台帳カードをベースとした連携 IC カード導入の技術的問題点. 「住基ネット第 2 次稼働へ向けての運動のためのワークショップ」(2003 年 2 月 15 日 (土), 東京都国立市) 第 1 分科会「住基ネットの制度的技術的問題点の解明と電子政府」にて発表. Also available at <http://www1.jca.apc.org/juki85/Pamphlet/PamphShop.html> (visited August 11, 2003), February 2003.
- [14] 山根信二. CPSR から見た電子政府・電子自治体の在り方. *Cyber Security Management*, Vol. 6, No. 63, pp. 60–63, January 2005. Japan Cyber Security Institute 発行.
- [15] 山根信二, 村山優子. 公的連携 IC カード導入のリスク評価における課題. 情報処理学会研究報告, Vol. 2003, No. 45, pp. 77–82, May 2003. 2003-CSEC-21(13).

更新履歴

- 2005 年 3 月 5 日 会場にて配布

- 2005 年 7 月 9 日 配布の日時と場所を追加して公開 .
- 2005 年 7 月 17 日 間違いを訂正 . 「郵政省」を「総務省」に訂正した .

Copyright ©2005 Shinji Yamane. Some rights reserved.

本テキストは , クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの下でライセンスされています。本テキストはクリエイティブ・コモンズ の「帰属」ライセンスの下で公開しています。すなわちオリジナルのテキストが私「山根信二」によるものであることを明示していただければ , 自由に再配布・再利用が可能です。